

令和 8 年度

佐賀県原子力防災訓練実施要領

令和 8 年 1 0 月 3 日（土）

主 催

佐 賀 県

玄 海 町

唐 津 市

伊 万 里 市

目 次

1	訓練実施概要	1
2	訓練進行表	7
3	訓練項目別実施要領	
(1)	災害対策本部等設置運営訓練実施要領	10
(2)	オスプレイとの連携による要員搬送訓練実施要領	11
(3)	緊急時通報連絡・情報伝達訓練実施要領	12
(4)	屋内退避訓練実施要領	13
(5)	一般住民避難訓練実施要領	15
(6)	通信復旧訓練実施要領	19
(7)	離島住民避難訓練実施要領	20
(8)	小・中学校の児童・生徒の引渡し及び避難訓練実施要領	22
(9)	保育所の園児の引き渡し及び避難訓練実施要領	24
(10)	高齢者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領	26
(11)	障害者(児)福祉施設の入所者の避難訓練実施要領	28
(12)	在宅避難行動要支援者避難訓練実施要領	30
(13)	緊急時モニタリング訓練実施要領	32
(14)	原子力災害医療対策訓練実施要領	34
(15)	公安対策訓練実施要領	37
(16)	住民等に対する広報訓練実施要領	38
(17)	救援物資搬送訓練実施要領	39
(18)	道路啓開訓練実施要領	40
(19)	原子力発電所における緊急時対策訓練実施要領	
	・ 対策本部運営訓練実施要領	41
	・ 通報連絡訓練実施要領	42
	・ 警備・避難誘導訓練実施要領	43
	・ 事故収束訓練実施要領	44
	・ 海水・土壌モニタリング訓練実施要領	45
	・ 火災対応訓練実施要領	46

令和 8 年度佐賀県原子力防災訓練実施概要

1 目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、佐賀県・玄海町・唐津市・伊万里市の地域防災計画(原子力災害対策編)及び「玄海地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

2 実施日

令和 8 年 10 月 3 日(土)

※ 福岡県、長崎県と同日に実施。

3 主催者

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市

4 訓練想定案

佐賀県内で発生した地震により、各関係機関は警戒体制を構築していた。その後、通常運転中の玄海原子力発電所 4 号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生して、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

5 今年度の訓練ポイント

- (1) オスプレイとの連携による要員搬送訓練【新規】
- (2) 通信復旧訓練【新規】
- (3) 在留外国人避難訓練【拡充】

6 訓練項目及び内容(◎・・・新規、拡充して実施する訓練等)

(1) 災害対策本部等設置運営訓練

- 事態の推移に応じ県及び関係市町は、原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部を設置の上、TV会議を開催し、国、3 県及び関係市町と情報共有を図る。

(2) オスプレイとの連携による要員搬送訓練【新規】

- ◎ 国が関係省庁と連携して行うオフサイトセンターへの国要員の派遣を想定し、オスプレイと連携した要員搬送訓練を実施。

(3) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練

- 原子力事業者からの事故等に関する情報について、国、県、市町、原子力事業者等による相互の通報連絡及び収受
- 各種情報（モニタリング結果、気象情報等）の関係機関への情報伝達
- テレビ会議システムを活用した国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町による防護措置等に関する情報伝達
- 防災業務関係者等への防護措置等に関する情報の連絡
- 報道機関への避難指示等の報道要請
- ヘリテレ伝送システムを活用した映像伝送

(4) 屋内退避訓練

- U P Z 内の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関等における屋内退避
- 放射線防護対策施設における屋内退避
- 地震等で自宅が損壊した場合を想定した、指定避難所等での屋内退避

(5) 一般住民避難訓練

- P A Z 内住民の避難及びU P Z 内特定地域の住民の一時移転
- ◎ 在留外国人避難訓練
- 佐賀県バス協会との協定に基づき確保する車両による避難
- 避難所設置・運営訓練
- 愛護動物避難訓練（一般避難所へのペット避難）
- 避難円滑化事業で整備した電光情報板等の活用
 - ・ 県道筒井万賀里川線の電光情報板の操作
 - ・ 竹木場交差点等の信号機の点灯パターン変更操作
- 代替避難経路検討訓練

避難地区及び避難先

玄海町 (PAZ) 外津地区 ^{ほかわづ}	→小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月）（小城市）
(UPZ) 有浦下地区 ^{ありうらしも}	→小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月）（小城市）
唐津市 (PAZ) 鎮西町石室地区 ^{いしむろ}	→ 白石町立白石小学校（白石町）
(UPZ) 浜玉町浜崎地区 ^{はまさき}	→ 基山町民会館（基山町）
伊万里市 (UPZ) 伊万里地区、牧島地区 ^{まきしま}	→ 有田町体育センター（有田町）

(6) 通信復旧訓練【新規】

- 通信が途絶した際、通信を確保するため衛星通信機材（スターリンク等）の設置訓練を実施。

船上基地局設置訓練：唐津東港 唐津海上保安部巡視船「いまり」
避難所通信復旧訓練：馬渡島原子力災害時屋内退避施設
小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月）

(7) 離島住民避難訓練

- 県防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリ、海上自衛隊船舶、海上保安庁船舶、水難救済会船舶、佐賀県旅客船協会との協定に基づく船舶による離島住民の避難

ま だ ら し ま
馬渡島 → 唐津市浄水センター運動広場（ヘリ）
→ 妙見埠頭（ヘリ）
→ 呼子港（船舶）

(8) 小・中学校の児童・生徒の引渡し及び避難訓練

- 小・中学校における児童・生徒の保護者への引渡し及び避難

玄海町（UPZ）みらい学園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(9) 保育所の園児の引渡し訓練

- 保育所における園児の保護者への引渡し

玄海町（PAZ）ふたば園、（UPZ）あおば園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(10) 高齢者福祉施設の入所者の避難訓練

- 高齢者福祉施設の入所者の屋内退避訓練及び避難訓練
- 入居者の屋内退避訓練
- 物資受入訓練

①唐津市宝寿荘(PAZ) → 鳳寿苑（小城市）
②玄海町玄海園(PAZ) → 天寿荘（多久市）
③伊万里市楽寿園(UPZ) → [中継]やすらぎ(多久市) → しょうぶ苑（佐賀市）

(11) 障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練

- 障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練・屋内退避訓練

唐津市（UPZ）

避難対象施設：からつ医療福祉センター・アルトン

からつ医療福祉センター・久里双水園

避難受入施設：佐賀整肢学園こども発達医療センター・ひまわり園

避難対象施設：グループホームサライ

バス集合場所：佐志中学校（想定施設：小城市立牛津中学校）

(12) 在宅避難行動要支援者避難訓練 ※職員が住民役として避難

- 施設敷地緊急事態要避難者のうち避難により健康リスクが高まる者の避難誘導
- 放射線防護対策施設における上記の者の受入
- 福祉避難所への避難

玄海町 産業会館（有浦下地区） → 天寿荘（多久市）

玄海町 値賀川内地区、中通地区 → 玄海園（玄海町）

玄海町 仮屋地区 → ひぜん荘（唐津市）

唐津市（鎮西町石室地区） → ちんぜい荘（唐津市）

伊万里市 伊万里町 → 有田町体育センターを經由

→ 有田町福祉保健センター（有田町）

(13) 緊急時モニタリング訓練

- 佐賀県緊急時モニタリング本部の設置運営
- 緊急時モニタリング（固定・可搬・電子線量計）の実施
- 緊急時モニタリング結果の関係機関等への情報提供

(14) 原子力災害医療対策訓練

○ 避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】

会場：有田中央運動公園（有田町）

- ・検査体制の構築
- ・車両、住民等の検査及び除染等の実施

【住民周知】

会場：基山町役場（基山町）、多久市陸上競技場（多久市）

- ・ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
 - ・避難退域時検査の意義の説明
- 被ばく傷病者等受入訓練（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）
- ・被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送
 - ・原子力災害病院における処置
- 安定ヨウ素剤の配布訓練（玄海町、唐津市、伊万里市）
- ・各緊急配布場所における安定ヨウ素剤の緊急配布

(15) 公安対策訓練

○ 県警による避難誘導訓練

- ・警察車両先導による住民避難車両の避難誘導

○ 県警による交通規制訓練

- ・避難経路上の主要交差点における交通規制
- ・信号機の点灯パターン変更操作

○ 県警による立入規制訓練

- ・P A Z境界付近の主要道路における立入規制

○ 県警による警戒警備訓練

- ・各避難所及び避難退域時検査場所の警戒警備

(16) 住民等に対する広報訓練

- 地域住民等への広報（緊急速報メール（エリアメール）日本語版・英語版、防災行政無線、広報車、船舶、FMラジオ、CATV、ホームページ等）
- ケーブルテレビでの避難情報等テロップ放映を実施
- 防災アプリを活用した情報発信
- バス避難中の住民に対する周知
- アプリを活用した多言語での外国人向け住民広報の実施（防災ネットあんあん、Yahoo!アプリ）

(17) 救援物資搬送訓練

- 放射性物質放出後にP A Z内で屋内退避を実施している放射線防護対策施設への自衛隊による救援物資搬送訓練
- 避難所へのトラック協会による救援物資搬送訓練

(18) 道路啓開訓練

- 重機を使った土砂の除去
- 段差擦り付け

(19) 原子力発電所における緊急時対策訓練

- 対策本部運営訓練
- 通報連絡訓練
- 警備・避難誘導訓練
- 事故収束訓練
- 海水・土壌モニタリング訓練
- 火災対応訓練

令和8年度 佐賀県原子力防災訓練進行表

※ 訓練進行の都合上、経過時間を短縮して各事象の発生時刻を設定している

【事態進展】		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		▲地震発生	▲警戒事象 連絡	▲10分通報 連絡	▲緊急事象発生 ▲PAZ避難・UPZ屋内退避指示 24hスキップ	▲15分通報 ▲PAZ避難・UPZ屋内退避指示			訓練終了
災害対策本部等設置運営訓練	原子力災害対策本部・非常災害 対策本部合同会議（11会議）								
	緊急時通報連絡・情報伝達訓練								
オフブレイクとの連携による要員搬送訓練	ヘリ映像伝送								
	知事等による上空からの偵察 報道機関への放送要請								
屋内退避訓練	情報伝達訓練								
	屋内退避準備（避難所開設）								
	避難所への移動訓練								
	屋内退避訓練								
	情報伝達訓練								
	屋内退避準備（機器確認・展開等）								
	屋内退避（作動手順確認）								
	情報伝達訓練								
	屋内退避準備（機器確認・展開等）								
	放射線防護対策施設への移動訓練								
	放射線防護対策施設での安全確認								
	放射線防護対策施設での屋内退避（作 動手順確認）								
一般住民避難訓練	情報伝達訓練								
	集合場所への移動訓練								
	集合場所での安全確認訓練								
	避難誘導訓練								
	登録訓練								
	避難所運営								
	情報伝達訓練								
	屋内退避訓練								
	集合場所への移動訓練								
	集合場所での安全確認訓練								
	避難誘導訓練								
	登録訓練								
	避難所運営								

【事態進展】		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		▲地震発生	▲警戒事象 運船	▲10条通報	▲15条通報 ▲緊急事態宣言 ▲PAZ避難・UPZ屋内退避指示 24hスキャッフ	▲UP2特定地域避難指示			
救援物資搬送訓練	高齢者福祉施設への救援物資搬送								
	避難所への救援物資搬送								
	緊急通報メール								
	ケーブルテレビの放送								
住民等に対する広報訓練	土砂撤去・段差撤り付け								
	道路啓開訓練								
玄海原子力発電所における訓練		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
対策本部運営訓練	緊急時体制発令、事故拡大防止対策等指示、本店との情報共有等								
	警戒事象、10条、15条等通報								
通報連絡訓練	緊急時対策所での通報連絡等								
	作業者等の避難誘導								
警備・避難誘導訓練	敷地内立入制限								
	サイレン吹鳴								
事故収束訓練	大容量空冷式発電機起動訓練								
	海水・土壌モニタリング訓練								
原子力発電所における火災対応訓練	海水・土壌の試料採取及び測定								
	関係機関通報、初期消火活動指揮								
	専属自衛消防隊による初期消火活動								
	消防本部による現場活動等								

災害対策本部等設置運営訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における災害対策本部体制における通報訓練及び本部会議を開催し、関係機関の連携及び県・市・町職員の原子力防災計画の熟知を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

佐賀県庁、玄海町役場、唐津市役所、伊万里市役所

4 参加機関

佐賀県、佐賀県警察本部、玄海町、唐津市、伊万里市 他

5 訓練内容

- （1）地震の発生により、県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の実るべき措置等について協議するため、災害対策本部等を設置する。（想定）
- （2）警戒事態発生 of 通報を受けた後、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の実るべき措置等について協議する。
- （3）施設敷地緊急事態発生 of 通報（10条通報）の受理後、県及び関係市町は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の実るべき措置等について協議する。
- （4）原子力緊急事態宣言発出後、関係機関との間でテレビ会議を開催する。

オスプレイとの連携による要員搬送訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時において、国が関係省庁と連携して行う、オフサイトセンターへの国要員の派遣を想定し、オスプレイと連携した要員搬送訓練を実施することにより、緊急事態における体制整備及び関係機関相互の連携について強化を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）8時00分～10時30分

3 実施場所

佐賀駐屯地、唐津市浄水センター運動広場、オフサイトセンター

4 参加機関

内閣府、陸上自衛隊佐賀駐屯地、佐賀県

5 訓練内容

- （1）事態の進展を受け、国（原子力規制委員会、内閣府）は国要員をオフサイトセンターに派遣することを決定。
- （2）決定を受け、国は、陸上自衛隊佐賀駐屯地と連携し、国要員を佐賀駐屯地から唐津市浄水センター南側運動広場までオスプレイにて搬送。
- （3）国要員降機後、オスプレイは佐賀駐屯地に戻る。国要員は、オフサイトセンターに向かいTV会議に出席。
- （4）オスプレイは、再び要員搬送のため佐賀駐屯地から唐津市浄水センター南側運動広場へ出発。
- （5）オスプレイは、唐津市浄水センター南側運動広場に着陸。要員降機後、佐賀駐屯地に戻り訓練終了。要員はオフサイトセンターへ向かう想定で着陸区域外へ移動。

緊急時通報連絡・情報伝達訓練実施要領

1 目的

緊急時における原子力事業者、国、県、市町及び防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）8：00～13：30

3 参加機関

佐賀県、県内全市町、内閣府、原子力規制庁（玄海原子力規制事務所）、気象庁（佐賀地方気象台）、九州電力株式会社、福岡県、糸島市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、一般社団法人佐賀県バス協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、佐賀県旅客船協会、佐賀県警察本部、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、海上保安庁（唐津海上保安部）、陸上自衛隊（西部方面混成団、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、第4師団）、海上自衛隊（佐世保地方総監部）、航空自衛隊（西部航空方面隊司令部）、日本赤十字社、FMからつ株式会社、日本放送協会佐賀放送局、佐賀県ケーブルテレビ協議会

4 訓練内容

- （1）原子力事業者からの事故等に関する緊急時の情報、国からの避難指示等について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
- （2）緊急時モニタリング実施計画に基づき実施した緊急時モニタリングの結果を、県が市町・関係機関・報道機関へ伝達する。また、陸上自衛隊による航空機モニタリングを実施し、モニタリングの結果を県が受領する。（ERC、EMC、OFC間の伝達は想定）
- （3）気象情報については、佐賀地方気象台が当日の気象情報を提供し、県が市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
- （4）原子力緊急事態宣言の後、国及び関係機関との間でテレビ会議を開催する。
- （5）地震による被災状況について、陸上自衛隊のヘリから危機管理センターへ映像伝送を実施する。
- （6）その他必要な情報について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。

※県内全市町に対する情報伝達については、県庁危機管理センターの一斉指令システムを使用する。

（事象進展）

- 8：00 警戒事象通報（原子炉冷却材漏えい）
- 8：30 原災法第10条通報、施設敷地緊急事態要避難者避難
- 9：00 原災法第15条通報
- 9：10 原子力緊急事態宣言発出、PAZ一般住民避難指示、UPZ屋内退避指示
- 10：00 原災法第15条通報（続報）（敷地境界付近の放射線量の上昇）
- 10：20 UPZ特定地域OIL2による一時移転指示

屋内退避訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の原子力災害に関し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zに避難指示、U P Zに屋内退避の指示があったとの想定で、U P Z内の各施設における屋内退避訓練を実施し、関係機関の訓練に係る技術等の習熟及び生徒児童等の原子力防災意識の向上を図る。

また、即時避難が困難との想定で、放射線防護機能を付加した施設（P A Z内の高齢者福祉施設、P A Z内・U P Z内の離島の公共施設）において屋内退避訓練を実施し、関係者の放射線防護対策設備の使用方法等について習熟を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）までに各施設の計画により実施

3 対象施設等

【U P Z内の各施設】

・U P Z内にある玄海町、唐津市及び伊万里市の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関 等

【放射線防護対策施設】

・特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム潮荘、高齢者生活福祉センターちんぜい荘、高齢者生活福祉センターひぜん荘、旧加部島小学校、肥前小学校向島分校、馬渡小中学校、馬渡島原子力災害屋内退避施設、加唐小学校松島分校、加唐小中学校、小川小中学校、唐津市呼子交流促進施設、神集島公民館、旧神集島小学校、高島公民館、高島原子力災害屋内退避施設

【一般住民避難訓練参加地区】

・玄海町 有浦下地区（屋内退避場所：玄海町産業会館）
・唐津市 浜玉町浜崎地区（屋内退避場所：浜玉公民館）
・伊万里市 伊万里地区、牧島地区（屋内退避場所：伊万里コミュニティセンター、牧島小学校）

4 訓練内容

【U P Z内各施設】

- （1）地震災害により家屋が倒壊したことを想定し、自宅で屋内退避できないU P Z内特定地域の一般住民は地震発生後に開設される指定避難所等に避難を開始する。
- （2）県を通じ、原子力災害対策本部長から玄海町、唐津市及び伊万里市に屋内退避の指示があり、各災害対策本部において、住民に対する屋内退避の要領を決定する。（想定）
- （3）玄海町、唐津市及び伊万里市は、防災行政無線、広報車、電話、F A X、メール、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により屋内退避の指示を施設等へ伝達する。（想定）
- （4）玄海町、唐津市及び伊万里市からの屋内退避指示があったとの想定で、各施設において屋内退避を行う。施設等の全ての窓やドアを閉め、換気扇等を止め、屋外にいる人は、速やかに屋内に入る。

【放射線防護対策施設】

○PAZ内

- (1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所において原子力災害が発生し、警戒事象発生による警戒事態が確認されたことを施設に連絡し、屋内退避の準備を指示する。
また、施設の入所者・職員数、必要な交通機関についての報告、避難準備を指示する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を発出したことを連絡する。
避難が可能な入所者は職員とともに町（市）が手配するバスにより避難し、即時避難が困難な入所者は職員とともに屋内退避の準備を指示する。
- (3) 施設敷地緊急事態の連絡を受け、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。
- (4) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことを施設に連絡し、即時避難ができなかった入所者及び職員に屋内退避の実施を指示する。
また、屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するよう指示する。
- (5) 特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、屋外にいる者を速やかに屋内に退避させ、放射線防護に係る機器を稼働させる。
屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。
また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

○UPZ内

- (1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、UPZ内住民に対する屋内退避の準備指示を発出したことを連絡する。
- (2) 唐津市は、UPZ内の放射線防護対策施設において、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。
- (3) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことをもって、UPZ内住民に対する屋内退避の指示を発出したことを施設等に連絡する。
また、OILに基づく一時移転指示が発出された際に、避難が困難な場合は、放射線防護対策施設に集合し屋内退避を行うよう指示する。
- (4) 消防団及び自治会長は、住民を速やかに放射線防護対策施設に収容し、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備を稼働させる。
屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。
また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

5 屋内退避状況の確認・報告

玄海町、唐津市及び伊万里市は、UPZ内各施設における屋内退避訓練参加者数及び放射線防護施設における屋内退避訓練参加者数について、別途定める方法により佐賀県災害対策本部へ報告する。

一般住民避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、避難所等の設置・運営等の訓練を実施する。また、住民避難に際して、愛護動物との同行避難訓練を行い、関係機関との連携の確認及び受入手順の習熟を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8:00～14:30

3 実施場所

「5 参加予定者数」に記載のとおり。

4 参加機関

玄海町・唐津市・伊万里市の住民、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、小城市、白石町、基山町、有田町、佐賀県警察本部、株式会社NTTフィールドテクノ佐賀設備部、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ドコモCS九州、株式会社ドコモビジネスソリューションズ、一般社団法人佐賀県バス協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、認定NPO法人日本レスキュー協会、佐賀災害リハビリテーション推進協議会、一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム、佐賀県国際交流協会

5 参加予定者数

(1) 玄海町

PAZ	集合場所への避難（外津地区）	約20名
〃	集合場所（外津漁村環境改善センター）から避難所（小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月））への避難	
UPZ	避難所への避難（有浦下地区）	約20名
〃	避難所（玄海町産業会館）から避難所（小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月））への避難	

(2) 唐津市

PAZ	集合場所への避難（鎮西町石室地区）	約40名
〃	集合場所（石室運動広場）から避難所（白石町立白石小学校）への避難	
UPZ	集合場所への避難（浜玉町浜崎地区）	約60名
〃	集合場所（浜玉公民館）から避難所（基山町民会館）への避難	

(3) 伊万里市

UPZ	集合場所への避難（伊万里地区、牧島地区）	約106名
〃	集合場所（伊万里地区、牧島地区）から避難所（有田町体育センター）への避難	

(4) 愛護動物避難訓練

UPZ	避難所（玄海町産業会館）から避難所（小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月））への避難	1名
-----	--	----

※実施場所の詳細

名称	所在地	備考
外津漁村環境改善センター	玄海町大字今村4735	玄海町の集合場所
玄海町産業会館	玄海町大字諸浦338-1	玄海町の避難所
石室運動広場	唐津市鎮西町石室1310-1	唐津市の一時集合場所
浜玉公民館	唐津市浜玉町浜崎1151-1	
伊万里コミュニティセンター	伊万里市松島町 3 5 0 番地 4	伊万里市の一時集合場所
牧島小学校	伊万里市瀬戸町 2 1 6 番地 1	
小城市生涯学習センター (ドゥイング三日月)	小城市三日月町長神田1845	玄海町の避難先
白石町立白石小学校	白石町福田2371	唐津市の避難先
基山町民会館	基山町宮浦666	
有田町体育センター	西松浦郡有田町立部乙2210番地	伊万里市の避難先

6 訓練内容

【PAZ内一般住民の避難訓練】

- (1) 原子力緊急事態宣言後、玄海町長及び唐津市長は、原子力災害対策本部長からの避難指示を受け、玄海町災害対策本部会議、唐津市災害対策本部会議において、PAZ内一般住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により住民に対して避難指示等を伝達する。
- (3) 避難対象地域の住民は、玄海町及び唐津市の避難指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。
その後、職員の指示により、避難所に避難する者（職員が乗車）は、バス・自家用車により避難所へ避難する。

【UPZ内特定地域の一般住民の避難訓練】

- (1) 地震災害により家屋が倒壊したことを想定し、UPZ内特定地域の一般住民は地震発生後に開設される指定避難所等に避難を開始する。
- (2) 玄海町長、唐津市長及び伊万里市長は、原子力災害対策本部長からの運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示を受け、玄海町、唐津市及び伊万里市災害対策本部会議において、一時移転対象地域の住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (3) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により住民に対して一時移転指示等を伝達する。
- (4) 避難訓練対象地域の住民は、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部及び伊万里市災害対策本部の一時移転指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。

その後、職員の指示により、避難所に一時移転する者は、バス・自家用車により避難退域時検査場所（玄海町は多久市陸上競技場、唐津市は基山町役場、伊万里市は有田中央運動公園）を經由して避難所へ一時移転する。

集合場所までの避難住民は、職員の原子力災害に関する説明を受けたのちに訓練を終了する。

【愛護動物避難訓練】

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難に際して、愛護動物との同行避難者がいるとして、避難所にて受付。避難先での「避難」が困難であることから、「同行避難」が可能な施設へ避難受入れの連絡調整訓練をする。

【避難所設置運営訓練】

玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難受入市町である小城市、白石町、基山町及び有田町の支援を受け避難所設置・運営の訓練を実施する。

（１）避難状況の確認・報告

玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、伊万里市災害対策本部は、避難誘導等の業務にあたる職員から避難者数、避難所への出発・到着時刻等状況等の連絡を受け、その内容を県災害対策本部及び避難所へ報告する。

（２）避難住民の登録

玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難所において避難住民の登録を行う。

（３）要配慮者の受入対応訓練

避難所に避難した要配慮者に対する受入対応を行う。

（４）その他避難所での訓練

- ・災害用伝言ダイヤル「１７１」の開設・利用（玄海町、唐津市、伊万里市）
- ・救援物資の受入（唐津市）
- ・原子力防災、避難所運営等に関する講話【唐津市（一部訓練前に実施）、伊万里市】
- ・所轄警察署による避難所警戒
- ・佐賀災害支援プラットフォームとの協定に基づく炊き出しの実施

場所：小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月）、白石町立白石小学校、基山町民会館

【協定に基づく避難バス等要請・運行訓練】

（１）佐賀県災害対策本部は、P A Z内避難指示及びU P Z内特定地域避難指示を受け、当該住民の避難バスの運行について「緊急輸送要請書」により各バス等事業者等に要請する。その後、各バス事業者への要請内容について、佐賀県バス協会へ報告（緊急輸送要請書写しの送付）を行う。

（２）要請を受けた各バス等事業者は、防護服等の必要な資機材を唐津総合庁舎の倉庫で受け取り、避難者の各集合場所に向かう。運行に際して運転手は「運行者管理表」により従事時間及びその間の被ばく線量等を管理し、佐賀県バス協会及び佐賀県災害対策本部と共有する。

【在留外国人避難訓練】

（１）避難誘導及び情報伝達

他の住民と同様に避難指示等の伝達を受け、集合場所からバスにより避難所へ避難する。その際、通訳等を使用せず「やさしい日本語」や内閣府原子力防災担当が作成した「原子力防災に係るピクトグラム」を用いた分かりやすい情報伝達や避難誘導を行う。

(2) 避難所における受付・生活体験

避難住民の登録（受付）や、災害対策用資機材の確認等の避難所生活体験を行う。避難所の受付等においては、多言語標記とピクトグラムを用いた聴き取りボードを活用した健康状態や必要物品の聴き取りを行うなど、外国人住民の不安軽減に配慮した対応を実施する。

通信復旧訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の原子力災害に関し、通信障害発生時における情報伝達機能の早期復旧と、関係機関の連携体制について習熟を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）

- ①船上基地局設置訓練…9：00～11：30
- ②避難所通信復旧訓練…9：50～10：40
- ③避難所通信復旧訓練…10：00～14：00

3 実施場所

- ①船上基地局設置訓練…唐津東港、唐津海上保安部巡視船「いまり」
- ②避難所通信復旧訓練…馬渡島原子力災害時屋内退避施設
- ③避難所通信復旧訓練…小城市生涯学習センター（ドゥイング三日月）

4 参加機関

玄海町、唐津市、小城市、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ドコモ CS 九州、株式会社ドコモビジネスソリューションズ、楽天モバイル、京セラ株式会社、唐津海上保安部

5 訓練内容

- ①【船上基地局設置訓練】※通信事業者による通信復旧
 - （1）通信事業者が巡視船「いまり」に船上基地局機材一式を搬入。
 - （2）通信事業者と唐津海上保安部が協働し、設置手順を確認。
- ②【避難所通信復旧訓練（馬渡島原子力災害時屋内退避施設）】※住民による通信復旧
 - （1）通信が途絶した避難所に衛星通信機材を搬入し、住民が機材を設置する。
 - （2）アンテナ設置からWi-Fi開通までの作業を住民が主体となって実施。
 - （3）開通したWi-Fiを使用し、避難所の状況を唐津市災害対策本部へ報告。
- ③【避難所通信復旧訓練（小城市生涯学習センター）】※職員による通信復旧
 - （1）通信が途絶した避難所に衛星通信機材を搬入し、職員による機材の展開を始める。
 - （2）避難住民による避難所においてWi-Fi接続の確認を実施。

離島住民避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における離島住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導等の訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

唐津市馬渡島、呼子港 ※唐津市浄水センターグラウンド、妙見埠頭（護衛艦「いせ」）

※唐津港が被災し岸壁が使用できないため「玄海地域の緊急時対応」により、呼子港へ避難を実施する（訓練想定）。

4 参加機関

唐津市馬渡島住民、佐賀県、唐津市、陸上自衛隊（西部方面航空隊）、自衛隊佐賀地方協力本部、海上自衛隊、海上保安庁（唐津海上保安部）、国土交通省（九州運輸局佐賀運輸支局）、佐賀県旅客船協会、佐賀県水難救済会、佐賀県警察本部、唐津市内の高等学校等

5 参加予定者数

唐津市馬渡島住民

・馬渡島放射線防護対策施設における屋内退避訓練への参加者	70名 (島民30名) (高校生等40名)
・海路避難訓練への参加者	28名 (高校生等28名)
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（陸自ヘリ）	12名 (高校生等12名)
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（県消防防災ヘリ）	3名 (島民3名)

6 訓練内容

- (1) 唐津市馬渡島において、運用上の介入レベル（O I L）に基づく一時移転指示が出たが、悪天候により船舶での避難が困難であるため、放射線防護対策施設である馬渡島原子力災害時屋内退避施設に屋内退避することとなったとの想定により訓練を開始する。
- (2) 唐津市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により馬渡島住民に対し、放射線防護対策施設における屋内退避指示を伝達する。馬渡島住民は、唐津市災害対策本部の屋内退避指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに馬渡島において屋内退避を実施する。
- (3) 海路避難が困難である状況において、空路避難を実施するため陸上自衛隊及び海上自衛隊にヘリの派遣を依頼。また、屋内退避中に緊急搬送が必要となった体調不良者が発生したという想定で、県防災航空隊にヘリの派遣を依頼。各機関はヘリで馬渡島

から島外（唐津市浄水センターグラウンド、妙見埠頭（護衛艦「いせ」））に住民を搬送する。

- （４）海上自衛隊、海上保安庁、県旅客船協会、県水難救済会の船舶を用いて、海路避難を実施。佐賀県警察本部の警備艇は海路避難中の船団を追尾し警戒警備を実施する。
- （５）唐津市は離島住民避難における海路避難訓練の参加者に対し、往路の海路運送時には状況・役割の付与を行い、復路の海路運送時には訓練の振り返り等を行う。

小・中学校の児童・生徒の引渡し及び避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における玄海町の児童・生徒の避難を円滑に実施するため、保護者への引渡し、関係機関による避難手段の確保の訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 参加機関

佐賀県、玄海町、玄海みらい学園 他

4 対象学校

【UPZ（5～30キロ圏）】

・玄海みらい学園の児童及び職員

5 保護者への引渡し場所

玄海みらい学園内で実施（玄海町新田1809-6）

6 訓練内容

- (1) 玄海町災害対策本部は、玄海みらい学園（以下、学校。）へ警戒事態が発生したことを通報し、学校は帰宅指導及び保護者への引渡しをするよう指示する。
- (2) 玄海町災害対策本部は、施設敷地緊急事態が確認されたことを学校へ通報し、学校は引き続き保護者への引渡しをするとともに、屋内退避の準備をするよう指示する。なお、保護者引渡訓練実施者は、訓練終了まで施設敷地緊急事態との想定で引渡訓練を継続する。
- (3) 玄海町災害対策本部は、学校へ原子力災害の発生及び内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことを通報し、校内への屋内退避を指示する。
また、学校に対し、児童・職員数の報告及び避難指示の準備を指示する。
- (4) 連絡を受けた学校の学校長は、在校生・職員の屋内退避を行う。

※以下、通報訓練とする。

- (5) 玄海町災害対策本部は、学校が運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示があったことを学校へ通報し、校内の児童・職員数の報告を指示し、学校避難に必要なバスの台数を把握し、バスの手配を行う。
バスの手配ができない場合は、佐賀県災害対策本部へバスの手配を依頼する。
- (6) 原子力災害対策本部長からのUPZ特定地域への一時移転指示により、玄海町災害対策本部は、学校に対しバスの台数及び到着時刻を通報する。

7 避難訓練通報要領

- 8 : 0 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で警戒事態に該当する事象が発生し、警戒事態が確認された。
 - ・学校は児童及び職員の人数を教えるとともに、帰宅指導又は児童の保護者への引渡しを開始していただきたい。
- 8 : 3 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、施設敷地緊急事態が確認された。学校は、引き続き児童の保護者への引渡しを行うとともに、屋内退避の準備をしていただきたい。
- 9 : 1 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言及び玄海原子力発電所のU P Zの住民に対し、屋内退避指示を発出した。
 - ・学校は留め置いた児童及び職員の屋内退避の実施及び一時移転の準備をしていただきたい。
 - ・在校生、職員の人数を教えていただきたい。
- 1 0 : 2 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のU P Zの特定地域（学校所在地区）の住民に対し一時移転指示を発出した。
 - ・玄海町は、同地区の住民を避難計画に即し、小城市に一時移転する。
 - ・学校は、町の手配する大型バスで、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの学校到着時間は、1 0 時 3 0 分頃を予定。

※実動は、保護者引渡と屋内退避のみ。一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

保育所の園児の引渡し及び避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における関係市町の園児の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、保護者への引渡し、避難誘導等の訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 参加機関

佐賀県、玄海町、ふたば園、あおば園

4 避難対象施設

【PAZ（5キロ圏）】

・ふたば園 園児数：74名、職員数：21名、計：95名

【UPZ（5～30キロ圏）】

・あおば園 園児数：60名、職員数：18名、計：78名

5 引渡し訓練要領

玄海町災害対策本部は、園へ警戒事態が発生したことを通報し、保護者引渡しを指示する。園は、保護者引渡しを計画に基づき実施する。

6 避難通報訓練及び屋内退避要領

8：00ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。

- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、警戒事態が確認された。
- ・ふたば園は園児の保護者への引渡しを実施し、また、避難指示に備え、避難の準備をしていただきたい。
- ・あおば園は園児の保護者への引渡しを実施し、また、屋内退避の準備をしていただきたい。
- ・ふたば園は園児、職員の人数を教えてください。

8：30ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。

- ・玄海原子力発電所で原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、PAZの施設敷地緊急事態要避難者へ避難指示を発出した。
- ・ふたば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに避難する。
- ・ふたば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ避難していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、8時50分頃を予定。
- ・あおば園は、引き続き、園児の保護者への引渡し及び屋内退避の準備をしていただきたい。

9：10ごろ 玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。

- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言し、玄海原子力発電所のU P Z住民に屋内退避指示を発出した。
- ・あおば園は屋内退避及び一時移転の準備をしていただきたい。
- ・あおば園は園児、職員の人数を教えてください。

10：20ごろ 玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。

- ・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のU P Zの特定地域（保育所所在地）住民に一時移転指示を発出した。
- ・あおば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに一時移転する。
- ・あおば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、10時40分頃を予定。

※ 実動は、保護者引渡と屋内退避のみ。避難及び一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

高齢者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における福祉施設の入所者避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

2 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム天寿荘、特別養護老人ホーム鳳寿苑、介護老人保健施設ケアポート楽寿園、指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ、介護老人保健施設しょうぶ苑、陸上自衛隊（第4高射特科大隊）

3 実施する訓練

（1）：車両での避難訓練・1

- ① 避難元施設：特別養護老人ホーム宝寿荘 4名（入所者2名・施設職員2名）
※入所者2名は、県職員で対応
- ② 避難先施設：特別養護老人ホーム鳳寿苑
- ③ 内容
唐津市からの避難指示に係る電話通報を受け、宝寿荘の入所者及び施設職員は、車1台に分乗し、鳳寿苑（小城市）に向け避難を実施する。

：車両での避難訓練を想定した連絡訓練・2

- ① 避難元施設：特別養護老人ホーム玄海園
- ② 避難先施設：特別養護老人ホーム天寿荘
- ③ 内容
玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、玄海園の入所者及び施設職員は、車2台に分乗し、天寿荘（多久市）に向け避難を実施する想定連絡訓練。

：車両での避難訓練を想定した連絡訓練・3

- ① 避難元施設：介護老人保健施設ケアポート楽寿園
- ② 中継施設：指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ
- ③ 避難先施設：介護老人保健施設しょうぶ苑
- ④ 内容
伊万里市からの避難指示を受け、楽寿園の入所者及び施設職員は車に乗り、中継施設のやすらぎ（多久市）へ移動。到着後、しょうぶ苑（佐賀市）からの迎え車両に乗り換え、しょうぶ苑に避難する想定連絡訓練。

（2）屋内退避訓練

- ① 実施施設
特別養護老人ホーム玄海園 約140名（入所者・施設職員）
特別養護老人ホーム宝寿荘 約20名（入所者・施設職員）
- ② 内容
唐津市、玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、施設内の戸締り及び換気扇の停止を確認した後、除染用テントの設営、フィルターユニット（陽圧化装置）を起動させ、屋内退避する要領の確認を行う。

(3) 物資受入訓練

① 実施施設

特別養護老人ホーム玄海園

② 内容

県が佐賀市内に備蓄している災害用物資を陸上自衛隊のトラックで玄海園に運搬した後、サーベイメータで物資の入った箱の放射線量を測定し、施設に運び入れる要領を確認する。

障害者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における障害者（児）福祉施設の入所者の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

【 障害者支援施設、障害児入所施設 】

1 参加機関

佐賀県、唐津市、からつ医療福祉センター・アルトン、からつ医療福祉センター久里双水園、佐賀整肢学園こども発達医療センター・ひまわり園

2 避難対象施設（調整中）

からつ医療福祉センター・アルトン（唐津市双水 2 8 0 6）
4 名（入所者 2 名、職員 2 名）

からつ医療福祉センター・久里双水園（唐津市双水 2 8 0 6）
5 名（入所者 2 名、職員 3 名）

3 避難等受入施設

佐賀整肢学園こども発達医療センター・ひまわり園（佐賀市金立町大字金立 2215-27）

4 搬送手段（調整中）

避難対象施設保有車両 2 台

5 訓練内容

- （1）唐津市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
- （2）指示を受けた責任者（事務長）は、避難等に必要となる車両の手配を行う。
- （3）唐津市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びにUPZ住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。
 - ・責任者は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施するとともに、施設内の入所者・職員数を把握し避難等の準備を開始する。
- （4）責任者は、受入施設に対して「今後避難等を行う可能性がある」旨連絡する。
- （5）原子力災害対策本部長からUPZ特定地域（施設所在地区）への一時移転指示により、唐津市災害対策本部は障害福祉施設に対して一時移転を指示する。
 - ・責任者は、一時移転を行う施設の入所者・職員数を報告する。
- （6）指示を受けた責任者は受入施設に連絡した後、施設の避難計画に基づき入所者及び職員を受入施設へ一時移転させる。また、車両の出発及び到着時には唐津市災害対策本部へ報告を行う。

4 避難状況の確認・報告

唐津市災害対策本部は、避難者数、避難所への出発・到着時刻等の状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。

【 グループホーム 】

1 参加機関

佐賀県、唐津市、グループホーム サライ

2 避難対象施設（調整中）

グループホーム サライ（佐志字鴻ノ巣 3 7 2-1）

7 名

（入所者 4 名、職員 3 名）

3 避難等受入施設

※今回の訓練では想定施設まで行かず、バス集合場所までの避難で訓練終了とする。

〔想 定 施 設〕小城市立牛津中学校

〔バス集合場所〕佐志中学校

4 搬送手段

避難対象施設保有車両 2 台

5 訓練内容

- （1）唐津市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
 - （2）指示を受けた管理者は、避難等に必要となる車両の手配を行う。
 - （3）唐津市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びに U P Z 住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。
 - ・責任者は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施するとともに、施設内の入所者・職員数を把握し避難等の準備を開始する。
 - （4）責任者は、受入施設に対して「今後避難等を行う可能性がある」旨連絡する。
 - （5）原子力災害対策本部長から U P Z 特定地域（施設所在地区）への一時移転指示により、唐津市災害対策本部は障害福祉施設に対して一時移転を指示する。
 - ・責任者は、一時移転を行う施設の入所者・職員数を報告する。
 - （6）指示を受けた責任者は受入施設に連絡した後、施設の避難計画に基づき入所者及び職員を受入施設へ一時移転させる。また、車両の出発及び到着時には唐津市災害対策本部へ報告を行う。
- ### 6 避難状況の確認・報告
- 唐津市災害対策本部は、避難者数、避難所への出発・到着時刻等の状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。

在宅避難行動要支援者避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における在宅避難行動要支援者の避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導及び避難受入れ等の訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

(玄海町)

玄海町仮屋地区、値賀川内地区、中通地区、有浦下地区

玄海園（玄海町大字平尾432-8）

天寿荘（多久市北多久町大字小侍640-1）

高齢者生活福祉センターひぜん荘（唐津市肥前町万賀里川953-10）

(唐津市)

高齢者生活福祉センターひぜん荘（唐津市肥前町万賀里川953-10）

デイサービスちんぜい荘（唐津市鎮西町打上3075-1）

(伊万里市)

有田町福祉保健センター（西松浦郡有田町南原664番地4）

4 参加機関

玄海町、唐津市、伊万里市、佐賀県、九州電力株式会社、有田町、天寿荘

5 参加予定者数

玄海町産業会館（有浦下地区）から天寿荘への避難	2名（職員） 1名（住民役職員）
玄海町値賀川内地区、中通地区から玄海園への避難	2名（九電） 2名（住民役職員）
玄海町（仮屋地区）からひぜん荘へ避難	2名（九電） 1名（住民役職員）
唐津市（鎮西町石室地区）からちんぜい荘へ避難	2名（九電） 2名（住民役職員）
伊万里市伊万里コミュニティセンターから有田町体育センターを経由し、有田町福祉保健センターへの避難	1名（住民役職員） 1名（職員送迎） 1名（補助職員）

6 訓練内容

- (1) 施設敷地緊急事態の発生により、施設敷地緊急事態要避難者の避難が必要となったとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、PAZ内の在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者について、九州電力株式会社の福祉車両により、近隣の放射線防護対策施設等に避難させる。
- (3) 玄海町は、避難行動要避難者を玄海町の福祉車両で多久市の福祉避難所（天寿荘）に避難させる。
- (4) 伊万里市は、施設敷地緊急事態の発生により屋内退避していた、UPZ内の在宅の避難行動要支援者を市の福祉車両により、一般の避難所へ避難させる。その後、体調不良等の理由により、市の福祉車両で有田町の福祉避難所（有田町福祉保健センター）に避難させる。
- (5) 原子力災害と地震災害とが複合して発生したと想定し、土砂災害等で避難経路を変更し「ひぜん荘」へ避難する。

緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策）に基づき、緊急時における環境放射線モニタリング訓練を実施し、緊急時モニタリング体制の確立及び関係職員の対応力の向上を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

県内全域

4 参加機関

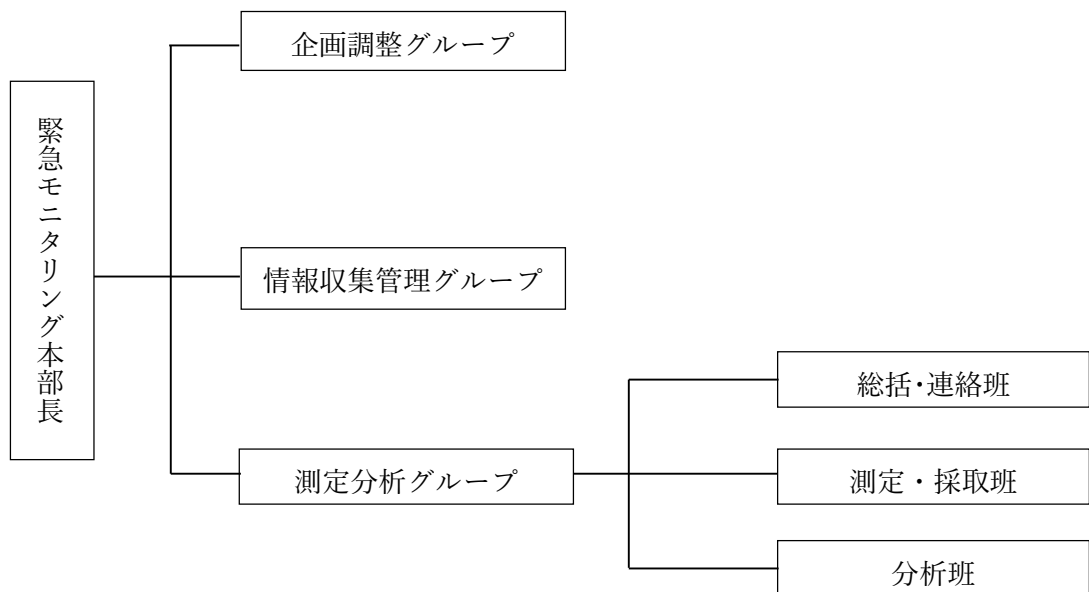
佐賀県、県内各市町

5 訓練概要

- （1）佐賀県緊急モニタリング本部の設置運営
- （2）モニタリング要員の招集
- （3）固定モニタリングポスト、電子線量計による線量率の監視
- （4）可搬型モニタリングポストの設置、測定
- （5）移動式モニタリング（走行サーベイ）の実施
- （6）環境試料（飲料水・土壌等）の採取・測定
- （7）モニタリング結果のとりまとめ、確認
- （8）モニタリング要員の防護対策、汚染検査の実施
- （9）緊急時モニタリング実施計画、指示書の受領、測定結果等の報告

6 訓練体制

(1) 体制



(2) 各グループ等の訓練内容

グループ等名		内容
緊急モニタリング本部長		・ 緊急モニタリング本部の総括
企画調整グループ		・ 緊急時モニタリング要員の派遣依頼、要員への指示 ・ 可搬型モニタリングポスト起動の指示（17市町） ・ モニタリング結果の評価、解析 ・ モニタリング要員・資機材の確保等
情報収集管理グループ		・ 常時監視システムの稼働確認、維持管理 ・ モニタリング結果および関連情報の収集・管理 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 活動内容の記録等
測定分析グループ	総括・連絡班	・ 測定・採取班編成 ・ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 測定チームとの連絡調整 ・ モニタリング要員・資機材等の管理 ・ モニタリング要員の被ばく管理、資機材汚染管理等
	測定・採取班	・ 移動式モニタリングによる線量率の測定 ・ 可搬型モニタリングポストの設置、測定 ・ 環境試料（飲料水、土壌等）の採取等
	分析班	・ 環境試料の前処理・測定 ・ 測定機器の汚染管理等

原子力災害医療対策訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における医療活動に関する訓練を実施し、関係機関の連携、緊急被ばく医療に係る技術の習熟等を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：30～13：30

3 実施場所

（1）避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】

有田中央運動公園（西松浦郡有田町立部甲 192 番地）

【住民周知】

基山町役場（三養基郡基山町大字宮浦 666 番地）

多久市陸上競技場（多久市北多久町大字小侍 286 番地 24）

（2）被ばく傷病者等受入訓練

唐津赤十字病院（唐津市和多田 2430）

佐賀県医療センター好生館（佐賀市嘉瀬町中原 400 番地）

（3）安定ヨウ素剤配布訓練

P A Z、U P Z 集合場所等

4 参加機関

（1）避難退域時検査訓練

玄海町、唐津市、伊万里市、九州電力株式会社、陸上自衛隊西部方面混成団、一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県（医務課、各保健福祉事務所（佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤））

（2）被ばく傷病者等受入訓練

唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館、佐賀大学医学部附属病院、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、佐賀広域消防局、長崎大学、九州電力株式会社

（3）安定ヨウ素剤配布訓練

玄海町、唐津市、伊万里市

5 訓練内容

（1）避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】（有田中央運動公園）

避難指示を受けた住民等（放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。以下「住民等」という。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質による汚染状況を確認する検査を行う。

（ア）放射線技師会等からの要員の受入、検査体制の構築

（イ）N a I シンチレーションサーベイメータによる環境測定

（ウ）ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査

- (エ) GMサーベイメータによる避難車両の汚染検査
- (オ) GMサーベイメータもしくはラギッドシンチレーションサーベイメータによる住民等の表面汚染検査
- (カ) GMサーベイメータもしくはラギッドシンチレーションサーベイメータによる携行物品の汚染検査
- (キ) 拭き取りによる車両除染
- (ク) 住民等に対する簡易除染

※「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和４年９月２８日制定 内閣府（原子力防災担当）・原子力規制庁）」に基づく、汚染検査・除染の訓練

【住民周知】（基山町役場、多久市陸上競技場）

避難指示を受けた住民等が避難の際に避難退域時検査場所を通過し、通過証を受け取る必要性を住民に周知するため、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査の意義や流れ等について説明を行う。

- (ア) ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査（通過体験）
- (イ) GMサーベイメータによる車両指定箇所検査の実演
- (ウ) 住民簡易除染の実演
- (エ) 避難退域時検査の意義の説明

（２）被ばく傷病者等受入訓練

①唐津赤十字病院

玄海原子力発電所内で発生した汚染を伴う負傷者に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。

医療処置後、長崎大学での処置を要する負傷者の搬送調整を行う。

- (ア) 負傷者の発生通報及びサイト内での応急処置
- (イ) 負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
- (ウ) 原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）

②佐賀県医療センター好生館

放射性プルーム放出後に、事故等により負傷し汚染が確認された一般住民に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。

また、原子力災害拠点病院である佐賀大学医学部附属病院から原子力災害医療派遣チームの受入れを行う。

- (ア) 負傷者の発生通報、県へ搬送先調整依頼
- (イ) 負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
- (ウ) 佐賀大学医学部附属病院からの原子力災害医療派遣チーム受入れ
- (エ) 原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）

（３）安定ヨウ素剤配布訓練

全面緊急事態における P A Z での安定ヨウ素剤を持っていない住民、
U P Z の O I L に基づく避難指示及び配布指示が出された地域の住民に対し、
集合場所等で安定ヨウ素剤（疑似）の配布を行う。

① 玄海町

【P A Z】外津漁村環境改善センター（東松浦郡玄海町大字今 4735）

【U P Z】玄海町産業会館（東松浦郡玄海町大字諸浦 338 - 1）

② 唐津市

【P A Z】うわば資材センター（唐津市鎮西町早田 1750-2）

【U P Z】浜玉公民館（唐津市浜玉町浜崎 1151 番地 1）

馬渡島原子力災害屋内退避施設（唐津市鎮西町馬渡島 3-2）

③ 伊万里市

【U P Z】伊万里コミュニティセンター（伊万里市松島町 350 番地 4）

牧島小学校（伊万里市瀬戸町 216 番地 1）

※「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和 6 年 1 2 月 2 3 日一部改正
原子力規制庁）」に基づく安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

公安対策訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、交通規制、立入規制及び警戒警備の訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

- (1) 避難誘導訓練
避難経路上の各地域
- (2) 交通規制訓練
避難経路上の各地域
- (3) 立入規制訓練
玄海町及び唐津市のPAZ境界付近の主要道路
- (4) 警戒警備訓練
小城市、白石町、基山町、有田町の各避難所及び避難退域時検査所

4 参加機関

佐賀県警察本部

5 訓練内容

- (1) 避難誘導訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、一時集合場所から避難所までの区間において、所轄警察署等のパトロールカーによる避難誘導を実施する。
その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、PAZの避難時と同様の避難誘導を実施する。
- (2) 交通規制訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察署等による交通規制を実施する。
その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察署による交通規制を実施する。
- (3) 立入規制訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZ境界付近において、所轄警察署による立入規制を実施する。
- (4) 警戒警備訓練
県災害対策本部は、各避難所及び避難退域時検査所において、所轄警察署による警戒警備を実施する。

住民等に対する広報訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所に関する各種情報や指示等について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対し、正確な情報を提供することを目的として実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：00～13：30

3 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、日本放送協会佐賀放送局、佐賀県ケーブルテレビ協議会、株式会社ぴ〜ぷる、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、西海テレビ株式会社、FMからつ株式会社

4 訓練内容

- (1) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、発電所の事故の状況や避難指示等について、広報車、船舶、防災行政無線、CATV、ラジオ、ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により、地域住民（訓練海域内の操業漁船を含む）や観光客等に対し広報する。なお、緊急速報メール（エリアメール）については、日本語での発出後、英語版の緊急速報メール（エリアメール）を発出する。
- (2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難地区の区長等に対し事故状況等の情報提供を行い、区長、自治会長、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団等を通じて地域住民への周知を行う。
- (3) 県は、日本放送協会佐賀放送局、佐賀県ケーブルテレビ協議会及びFMからつ株式会社に対し、報道機関への報道要請文を発出する。【緊急時通報連絡・情報伝達訓練】
- (4) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、CATVを利用し、原子力防災及び訓練に関する情報について、字幕テロップまたはデータ放送を行う。また、Yahoo!防災アプリにより、原子力防災及び訓練に関する広報を行うとともに、外国人向けの原子力防災パンフレット（やさしい日本語を含む9言語対応）のURLを掲載し、外国人向けの周知を行う。
- (5) 県は、防災ネットあんあんにより、原子力防災及び訓練に関する広報を行うとともに、外国人向けの原子力防災パンフレット（やさしい日本語を含む9言語対応）のURLを掲載し、外国人向けの周知を行う。

救援物資搬送訓練実施要領

1 目的

原子力発電所の緊急時における救援物資搬送訓練を実施し、関係機関の連携の習熟等を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 8：15～13：00

3 実施場所

- (1) P A Z 内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
特別養護老人ホーム玄海園
- (2) 避難所への救援物資搬送訓練
白石町（唐津市避難先）

4 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、陸上自衛隊（第4高射特科大隊）、公益社団法人佐賀県トラック協会、特別養護老人ホーム玄海園

5 訓練内容

- (1) P A Z 内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
玄海町は、原子力発電所からの放射性物質の放出後に P A Z 内で屋内退避中の高齢者福祉施設において、毛布や下着等の生活必需品が不足していることを受け、県へ物資提供を要請。
県は、放射性物質放出後の P A Z 内での活動を実施する必要があることから、陸上自衛隊に救援物資搬送を要請。
陸上自衛隊は、県の生活必需品の保管場所（佐賀土木事務所）で生活必需品を積み込み、P A Z 内の高齢者福祉施設へ生活必需品を搬送する。
- (2) 避難所への救援物資搬送訓練
（唐津市）
県は、唐津市民の避難所において、開設時点で必要な物資が不足していることから、県の備蓄している生活必需品の緊急搬送を決定。
県は、協定締結先の佐賀県トラック協会へ搬送手段となるトラックの派遣を要請。
佐賀県トラック協会は、県の生活必需品の保管場所（佐賀土木事務所）で物資を積み込み、唐津市民の避難所へ物資を搬送する。

道路啓開訓練実施要領

1 目的

原子力災害と自然災害の複合災害により避難経路が車両通行不可となり、孤立地域が発生したという想定で、関係機関との道路啓開訓練を実施することにより複合災害に対する対応力の向上及び関係機関相互の連携強化を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土） 9時45分～10時30分

3 実施場所

松浦河畔公園駐車場

4 参加機関

佐賀県、一般社団法人佐賀県建設業協会、一般社団法人唐津建設業協会

5 訓練内容

地震発生により、橋の崩落及び土砂崩れ等により避難経路が車両通行不可となり、孤立地域が発生したとの想定のもと、避難住民や緊急車両等が通行できるよう、以下の想定に応じた道路啓開作業を行う。

なお、道路啓開訓練は、訓練全体の各事象の発生時刻は適用せずに、放射性物質の放出前を想定とした要素訓練とする。

- （１）地震被害により、路面に段差が生じたという設定のもと、佐賀県と建設業協会が連携して土嚢を設置することにより段差を解消する。また、建設業協会は重機を使って土砂を撤去し、車両が通行できる状態に道路啓開する。
- （２）道路啓開後、佐賀県のパトロール車が啓開後の道路を通行し、安全を確認する。

原子力発電所における対策本部運営訓練実施要領

1 目的

本店及び玄海原子力発電所に対策本部を設置し緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所と本店との間で継続的な情報共有を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所、本店

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）

5 訓練内容

- （1）玄海原子力発電所対策本部にて、事故状況に基づく事象進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定する。
- （2）玄海原子力発電所、本店即応センター間における事故状況・対策等に関する情報共有をテレビ会議システム等の情報伝送・通信設備を用いて訓練を行う。

原子力発電所における通報連絡訓練実施要領

1 目的

原子力事故等の状況について、社内及び社外関係機関への通報連絡を行う。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所、本店

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）

5 訓練内容

- （1）警戒事態に該当する事象、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文を作成する。
- （2）社内及び社外関係機関へFAX送信、着信確認等を行う。

原子力発電所における警備・避難誘導訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所構内作業等への避難の周知を行うとともに、当該原子力発電所敷地内への立入制限の周知を行う。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

- （1）発電所構内の原子力災害対策活動に従事しない作業等への避難の周知及び発電所敷地内への立入制限の周知を実施する。
- （2）発電所内において、第1種及び第2種緊急時体制発令時に非常用サイレンによる所内周知を行う。

原子力発電所における事故収束訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

（1）大容量空冷式発電機起動訓練

電源喪失時の電源確保として、大容量空冷式発電機を起動する。

原子力発電所における海水・土壌モニタリング訓練実施要領

1 目的

緊急時の環境試料のモニタリング訓練を実施する。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所及び周辺

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

（1）試料採取

- ①発電所3／4号放水ピット付近または3／4号取水ピット付近において、海水の採取を行う。
- ②PS-1（正門南）またはPC-1（岸壁）において、土壌の採取を行う。

（2）試料の測定

- ①採取した試料をZnSシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータを用い α 線、 β 線、 γ 線の計測を行う。

6 訓練について

天候不良により採取が困難な場合、模擬とする。

原子力発電所における火災対応訓練実施要領

1 目的

発電所から放射性物質が放出されるおそれのある状況下において、火災発生時の通報訓練及び専属自衛消防隊による消火訓練を実施し、唐津市消防本部と事業所との連携による消火対応能力の向上を図る。

2 日時

令和8年10月3日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

唐津市消防本部、九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練想定

玄海原子力発電所において、原子炉格納容器内から放射性物質放出のおそれがある状況下での3／4号機予備変圧器の火災発生を想定した訓練を行う。

6 訓練内容

（1）事業所から所轄消防本部及び関係機関への通報

事業所から専用回線により唐津市消防本部（以下、消防本部）へ通報するとともに、関係機関へ通報する。

（2）初期消火活動の指揮

事業所内の関係者及び専属自衛消防隊に対して、初期消火活動の指示、現場状況の収集等を行う。

（3）事業所内の専属自衛消防隊による初期消火活動を行う。

ア 専属自衛消防隊は、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。

イ 事業所は、関係諸規定において、予め消火活動を行うこととしている要員を召集し各班における任務の実施を指示する。

（4）消防本部の現場活動等

ア 事業所は、発電所正門から火災現場まで消防本部の誘導を行う。

イ 事業所は、消防本部到着時に火災現場等の状況及び放射性物質の放出に関する情報提供を行う。

ウ 消防本部は、事業所と十分に連携を図り、状況把握に努める。現場指揮本部を設置し、安全管理に配慮し活動方針を決定する。

消防警戒区域を設定、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。

エ 鎮火の確認は消防本部が行う。

オ 事業所は、現場指揮本部に所員等を配置し、放射性物質の環境への影響に関する情報を継続して消防本部に提供する。